

○学校法人東海大学コミュニケーションマークの使用に関する規程

(制定 2012年4月1日)

改訂 2012年12月1日 2014年4月1日

2018年4月1日 2019年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東海大学(以下「本学園」という。)のTウェブ(シンボルマーク)、ロゴタイプ及びブランドメッセージロゴ(以下「コミュニケーションマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 コミュニケーションマークに関する商標権は、本学園に帰属するものとする。

(形状等)

第3条 コミュニケーションマークの形状及び色彩等は、「コミュニケーションマークデザインガイド」(以下「デザインガイド」という。)において別に定める。

(使用者の資格)

第4条 コミュニケーションマークを使用できる者(以下「使用者」という。)は、次の各号に定める者とする。

(1)本学園の役員及び教職員

(2)本学園の学生、生徒、児童、園児及び本学園で活動する公認団体

(3)本学園の学園校友会各会(後援会、PTA、父母会、保護者会、白鷗会、不知火会及び同窓会)

(使用範囲)

第5条 コミュニケーションマークは、第4条に定める使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合、使用することができる。

(1)学位記、賞状、各種証明書等の公式文書

(2)教育研究活動や広報活動で使用する施設・設備・備品及び電子媒体

(3)本学園及び各機関の公式Web媒体

(4)本学園の教職員が使用する名刺

(使用手続)

第6条 第4条第1項第1号に該当する使用者が、前条に規定する使用範囲においてコミュニケーションマークを使用する場合は、手続を要しないものとする。

2 第4条第1項第2号から第3号までに該当する使用者がコミュニケーションマークを使用する場合は、事前に理事長室広報課長に申請し、許可を得なければならない。

3 前項にかかわらず、コミュニケーションマークの入った物品を営利目的(各種グッズの販売等)で企画制作する場合の使用については、別途「商標権等使用許諾契約書」を締結しなければならない。

(使用の許可)

第7条 理事長室広報課長は、前条第2項の申請を受けたとき、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その内容が適当と認められるものについて、使用を許可するものと

する。

- (1) 本学園の名誉が傷つけられるおそれがある場合
  - (2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用される場合
  - (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (遵守事項)

第8条 使用者は、本規程及びデザインガイドを遵守して、本学園及びコミュニケーションマークの品位と尊厳の保持に努めなければならない。

(使用の取消等)

第9条 コミュニケーションマークの使用に関して、次の各号のいずれかに該当する場合、理事長室広報課長は、当該使用者に対して使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 本規程及びデザインガイドの定める事項に違反したとき。
- (2) 許可後において第7条第1項各号に掲げる事由が生じたとき。
- (3) 使用申請の内容に虚偽のあることが判明したとき。

2 使用の許可を取消し、又は使用を中止させたことによって生じた損害について、本学園はその責を負わない。

(使用料)

第10条 コミュニケーションマークの使用料は、第6条第3項に定める「商標権等使用許諾契約書」で有料とする場合を除き、無料とする。

(所管)

第11条 この規程で定めるコミュニケーションマークの使用に関する業務は、理事長室広報課が担当する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事長室広報課が行う。

付 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

付 則 (2019年4月1日)

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、学校法人東海大学オフィシャルマークに関する規程(2012年4月1日制定)を名称変更したものである。